

IV 校外生活についての危機管理

1 交通安全

<中央教育審議会（第78回）配付資料2-13.交通安全教育について>

学校における交通安全教育については、体育、保健体育及び特別活動を中心に、学校教育活動全体を通じて、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止等について重点的に指導することとしている。

平成22年の交通事故死者数は4,863人で、平成22年までに5,500人以下とする「第8次交通安全基本計画」の目標を達成、平成23年3月に定められた新しい「第9次交通安全基本計画」では、平成27年までに死者数3,000人以下の目標を掲げたところ。

児童生徒の交通事故は一時期に比較すると減少しているが、なお、多数の死者（平成21年：157人、平成22年：162人）が犠牲となっている。

(1)登下校時における事故防止

ア) 通学時における交通安全指導

保護者の理解と協力を得て、通学路の利用についての交通安全の指導を徹底し、通学路の安全の確保に努める。

- * 通学路以外は危険個所であることの認識を徹底する。
- * 狭いところで横に広がらない。
- * 信号のあるところを横断する。
- * 信号無視はしない。

イ) 通学路等の交通規制と交通安全施設の整備

区市町村教育委員会、各関係機関・団体と連携・協力して、車両通行禁止、速度制限、駐車禁止等の交通規制を強化するとともに、交通安全施設の整備が図られるように努める。

○学校における交通安全教育

交通安全教育は、人間尊重の理念に基づいて、一人一人が自分や他人の生命を尊重し、健康で安全な生活を願い、安全な生活を保持することができる豊かな心をもった人間の育成を図ろうとするものである。

学校における安全教育は、事故を防ぐことを目的とした行動の変容を目指すものである。そのためには、安全に関する正しい知識や技能を習得させ、その上に立って様々な場面に潜む危険を予測し、常に安全を確認して正しい判断のもとに安全な行動ができる態度や能力を養うことが大切である。

- 安全な歩行、自転車の安全利用、安全な生活を営むことができる態度や能力の育成等を中心に指導を行う。
- 指導に当たっては、交通安全に関する知識や技能の習得にとどまることなく、実地指導を通して交通安全についての具体的な方法を身に付けさせ、実践できるよう指導の充実に努めることが大切である。

(2)学校へ児童の交通事故発生の連絡が入った場合

ア) 危機発生時の対応

- 交通事故の通報を受けた教職員は、速やかに校長に報告する。
- 校長は、教職員を2名以上、現場に派遣する。

イ) 救急（応急）措置

- 救急車、パトカーが到着していない場合は、消防署、警察署へ連絡の有無を確認する。
- 自校児童であることを確認の上、二次災害を防ぐための安全措置をとる。
- 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに救急隊員を負傷者まで誘導する。
- 教職員1名は、救急隊の指示に従い、救急車に同乗するか、もしくは別途、搬送先の病院に赴く。